

委員質問・意見書

(10月11日) 受付分

(竹内委員)

● 新潟県、柏崎市、刈羽村 に対する 質問

- ① 先日の地域の会で、「全ての冷却機能喪失した状態が続いた場合、稼働中のプラントは 38 時間でベント操作、5年以上の停止中のプラントでは50日以上たってからのベント操作」と教えていただきましたが、このベントまでに PAZ は避難完了が必要との理解でよいでしょうか？
- ② 稼働中の原発で事故が起きた場合を想定すると、最短 38 時間という時間的制約があり避難計画に実効性を持たせることが困難です。まず停止中の原発での事故を想定し、十分時間のある中での避難を考えてみることで、改めて「実効性ある避難計画」とはどのようなものか分かるのではないかと思います。EAL2 で行う「UPZ のヨウ素剤緊急配布（県・市のみ）」と「PAZ の避難弱者の先行避難（施設から施設や病院から病院への避難の調整も含め）」を、それぞれどのくらいの日数があれば完了できると考えられるか、概算でよいので教えてください。

● 新潟県 に対する 質問・要望

新潟県に質問と要望です

- ① 以前「可搬型モニタリングポストの値は目的外使用になるため、事故の時以外は公表できない」とお伺いしていましたが、現在は公表していますか？（質問）

- ② モニタリングポストの値を普段から見ていないと、緊急時に住民が放射線量の数値を判断できないと思うので、もし可搬型モニタリングポストの値が平時に公表されていないようであれば、再度公表できるよう国にお願いしてほしい。（要望）

● 東京電力HD に対する 質問

- ① 全ての冷却機能が停止した状況が続いた場合、稼働中のプラントは6分、停止中は約50日後に燃料の露出とのことでした。停止中のプラントでは燃料の露出からベント操作までも進展が遅くなりますか？
- ② 協力会社との連携についての質問で「…協力企業の方々については、基本は準備が整い次第、ご自宅、避難先に移動していただくことで検討しています」とのお答えでしたが、ハード面に熟知した協力企業の方がいなくて事故を収束できるのか心配です。福島事故の際に、協力企業の方がいつ撤退して、いつから再度作業に携わったのかについて時期と人数を教えてください。

(10月12日) 受付分

(高桑委員)

● 東京電力HD に対する 質問

(大湊側敷地内の液状化について再質問)

先月回答いただいた中越沖地震の状況を見ると、大湊側敷地の海側と山側に沈下、亀裂、噴砂が何か所もありました。これらは、液状化に対して大湊側も荒浜側と同様の考慮が必要であることを示していると思われました。

続く質問「大湊側敷地の液状化に対する考慮はどの様になされているのか」の回答には「荒浜側と同様に考慮して、安全が確保されるようにします」「対策を施した例として、アクセスルートとガスタービン発電機の基礎」とありました。

- ① 大湊側にある6・7号機の運転に関係する施設・設備に対して、液状化の影響の検討が必要と考えます。大湊側で液状化の検討をした施設・設備を教えてください。
- ② 回答にある2例以外に、液状化を考慮し対策がなされるものを教えてください。

- 東京電力HD に対する 要望

規制委員会で、運転の資格（適格性）を問われことに対し、東京電力HD社長は回答文書を示し、これを「国民への約束」と表明しました。社長が「国民への約束」とした文書を示して下さい。

- 規制庁 に対する 質問

規制委員会は東京電力HDの「適格性」について、社長が「国民への約束」とした決意を原発の保安規定に盛り込むという条件付きで認めました。

- ① 「保安規定に盛り込む」とは、具体的にどうすることなのか。
- ② 「保安規定に盛り込む」ことで「国民への約束」が守られ、適格性が確認できることになるのか。

(10月18日) 受付分

(宮崎委員)

- 東京電力HD に対する 質問

別紙のとおり

地域の会 質問・意見書

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 委員 宮崎孝司
東京電力に質問 2017,10,18

1. 大湊砂層に挟在する NG(中子軽石層)について

(1) 採取位置をなぜ「大湊砂層最下部」としたのですか。

(趣旨) 岸(1996)論文において、「大湊砂層と番神砂層との境界付近に NG が挟在する」と書かれています。大湊砂層の上部と言うことです。この論文で NG 採取地点 4 か所の柱状図が示されていますが、どれも大湊砂層の上・中部に印▶がついています。最下部とはなっていません。その後の敷地内の断層活動時期を説明する図でも、大湊砂層の上部に採取位置が示されてきました。また、実際、長崎町内の崖地の大湊砂層最上部から NG を採取 (原発活断層問題研究会: 2017,5) しています。

ですが、適合審査の最終資料には、採取位置を大湊砂層最下部にしています。なぜ、大湊砂層最下部にしたのですか。

(2) NG(中子軽石層)や DKP(大山倉吉軽石層)の採取地が度々変わっています。それぞれについて変遷理由を説明してください。

(趣旨) 2017年8月21日提出の適合審査ヒヤリング資料1-3のP28に「柏崎平野およびその周辺における中・上部更新統のテフラの諸特徴」表3がありますが、一貫性なくここまで来ました。

NG の変遷

岸論文(1996)P10の長崎柱状図番号54 ⇒ 岸論文(1996)P5の図2-bでは長崎町内に●マーク ⇒ 2013,4,10,東電作成資料「柏崎安田層の堆積年代に関する地質調査報告」の柱状図長崎53にDKPと並んでいる。⇒ 2015,9,18の276回審査会合資料2、P77のボーリング調査結果では土合・岩野台団地中央部 ⇒ 2017,8,2の地域の会質問に対する回答では、番号54の位置は土合・岩野台団地南西側壁部 ⇒ 2017,9,6の地域の会質問に対する回答では、276回審査会合のボーリング調査結果を否定・NGなし ⇒ 2017,8,21地質のまとめ資料1-3ではNG採取地は資料番号長崎53に。それも長崎ではなく土合。

DKP の変遷

岸論文(1996)P6の表3地点名長崎、資料番号52 ⇒ 同論文P10の柱状図では番号53 ⇒ 2016,9,30,第404回審査会資料4-2-3では、長崎柱状図番号54へ ⇒ 2017,8,21まとめ資料1-3,P28の表3ではNG採取地は再び資料番号長崎52に。

加えて、地質のまとめ資料1-3にあっても、P28DKP採取地、柏崎松波51,柏崎長崎52と同資料P27の柱状図の番号と一致しません。審査最終版の重要資料とは思えません。世界一厳しい規制基準に基づく審査と言うふれこみにしては、科学性、厳格性に欠けるものと言わざるを得ません。

現地の火山灰を手にとって確認すればこのようなことはなかったはずですが、どうしてこう度々変わったのですか。

また、「最終報告のまとめ」となったものでさえ、DKPについては、二通りの地点が示されました。NGについては、長崎 54 には「なし」とされましたが、P2「長峰背斜及び高町背斜」の図、長崎地点周辺の地質断面図には、観にくいですが、Loc2.NG▶マークがあります。こんなあやふやな調査報告を提出して、適合審査にパスすることは、あり得ないと思います。どうしてこのようになったか説明してください。

2、2017,8.21 のヒアリングたくさん資料・変更点が出ました。敷地・近傍に関して、何を変更したのか、変更箇所一覧表を作って教えてください。

以上